

株式会社ソラシドエアからの混雑空港運航許可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和2年2月6日（木） 10：30～11：05

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、和田貴志

<国土交通省>

航空局：航空ネットワーク部 岡野航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 大沢

4. 議事概要

○ 航空局から、株式会社ソラシドエアからの混雑空港運航許可申請について説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

① 滑走路増設後に発着回数が年間18.8万回となり、進入方式の高度化や地元の理解を得た上で21.1回に増枠を検討することだが、進入方式の高度化や地元の理解とは何か。

② 機材繰りを見ると、空港到着から出発まで約40分程度しか見えないが安全上大丈夫なのか。

③ 2024年度に滑走路が増設されるが、これによりどれくらいの増便になるのか

等について、意見・質問があった。

これに対し、航空局からは、

① 進入方式の高度化とは高度なGPSを利用した進入方式を採用することで管制間隔の短縮を図るものである。また、地元の理解とは、発着回数が増加することによる騒音等について、ご理解いただくということ。

② 安全上問題はない。

③ 滑走路増設後は1時間の発着回数は40回となり、旅客ターミナルビルと滑走路の位置関係もあり、発着回数が倍になるものではない。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。